

## 合併等に伴う通学区域の在り方について 第4回 宇都宮市通学区域審議会(議事録)

■ 日 時 平成20年10月30日(木) 午後3時00分～4時00分

■ 会 場 教育委員室

### ■ 出席者

懇談会委員：中村委員，山島委員，青木委員，佐々木委員，関口委員，塚田委員，  
小倉委員，亀山委員，江面委員，植松委員，横松委員，熊本委員，  
網河委員

事 務 局：教育長，教育次長，教育監，教育企画課長，教育企画課教育制度担当主幹  
学校教育課長(代理)，学校管理課長，学校健康課長，生涯学習課長，  
教育センター所長，教育企画課長補佐，教育企画課企画係長，事務局職員

■ 公開・非公開の別 公開

■ 傍聴者 1名

### ■ 会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

ア 第3回 通学区域審議会会議録(概要)について

イ 通学区域に関する意見交換会の主な意見について

(2) 審議事項

ア 「合併に伴う旧町境及び宇都宮駅東口土地区画整理事業の施行に伴う  
通学区域について」 答申案について

4 その他

5 閉会

### ■ 会議の概要

3 議事

(1) 報告事項

第3回会議録について原案のとおり了承。

通学区域に関する意見交換会の主な意見についての報告。

(2) 審議事項

答申案を事務局より説明後，意見交換を行う。

## ■ 意見の要旨

### ○答申案について

委員：資料に記載されている児童生徒数の推計については、住宅地開発等の地区の状況も含めての推計となっているのか。

事務局：審議会で示させていただいた資料の児童生徒の推計については、現時点で予測される児童生徒数の推計であり、将来的な住宅地開発等を含むものではない。

委員：通学区域審議会は定期的に行われるものなのか。

事務局：毎年、5月1日現在で、5年先までの児童生徒数の推計を算出している。その時点で学校の適正規模の観点から問題が見出され、通学区域の見直しが必要である場合には審議会を開催させていただくことになっている。

委員：審議会での審議内容の基準はあるのか。

事務局：明確な基準は設けていない。通学区域見直しについて、全てを審議会でお願ひするというのではなく、大きな規模の地域コミュニティでの通学区域の見直しが必要と判断された場合等には、審議会を開催させていただきたいと考えている。

委員：通学区域見直しについては、様々な状況を判断して決めていくべきである。住宅地開発状況なども変化してきているので、状況の変化に対応した取組をお願ひしたい。

事務局：今後の審議会においても、様々な状況を把握し、十分な資料提供を行っていききたい。

委員：隣接校との通学区域弾力化については、今回、見直しをするということか。

事務局：この資料は、適正規模化の観点から平成17年度から行っている制度であることの参考資料であり、見直すということではなく、今後も実施していきたいと考えている。

委員：「おわりに」の文章中の「本審議会の権限を越えている」という表現については、「諮問対象ではない」というような表現の方が適切であると考えている。

事務局：文章の表現を再度検討し、訂正していく。

委員：「教育環境の整備」についての普通教室、ランチルーム、特別支援教室の確保の部分についても、是非お願ひしたい。

事務局：大切な事項であるので、不足することのないように努めていく。

### ○答申提出について

会長：答申内容については審議会での了承を得たものと判断する。細かな文言については会長と事務局とで確認させていただく。

事務局：次回の審議会については、会長のみ出席いただいて答申をいただく予定。